

令和8年第3回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	令和8年第3回	令和7年第3回
1 条 例	7	9
(1) 制 定	1	0
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	6	9
(4) 廃 止	0	0
2 予 算	5	6
(1) 一 般 会 計	2	2
(2) 特 別 会 計	2	2
(3) 企 業 会 計	1	2
3 その他の議案等	7	11
計	19	26

2 専決処分

区 分	件 数	
	令和8年第3回	令和7年第3回
1 承 認	2	1
(1) 条 例	0	0
(2) 予 算	2	1
2 報 告	0	1
計	2	2

令和 8 年第 3 回東浦町議会定例会議案等概要 (予算関係議案を除く。)

第 1 報 告

令和 7 年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について（報告第 8 号）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により健全化判断比率を、同法第 22 条第 1 項の規定により資金不足比率を、それぞれ監査委員の意見を付けて議会に報告する。

1 健全化判断比率（単位：％）

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－（△4.88）	13.06	20.00
連結実質赤字比率	－（△14.78）	18.06	30.00
実質公債費比率	0.1	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	－（△60.1）	350.0	

注 （ ）内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率（単位：％）

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	－	20.0
東浦町下水道事業会計	－	

注 比率の「－」は、資金不足額がなく資金剰余额がある場合

第 2 議 案：条例（制定）

東浦町の議会の議員及び長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関する条例の制定について（議案第 45 号）

議会の議員及び町長の選挙における電磁的記録式投票機を用いて行う投票に関し必要な事項を定める。

施行日：令和 9 年 4 月 1 日

条例に規定する事項

（1）電磁的記録式投票機による投票

議会の議員及び町長の選挙における投票は、電磁的記録式投票機を用いた方法で行う。

（2）候補者の氏名及び党派別の表示方法

電磁的記録式投票機の画面に、全ての候補者の氏名及び党派別を同時に表示させる等の方法とする。

第3 議 案：条例（一部改正）

1 東浦町税条例の一部改正について（議案第46号）

地方税法の一部改正（公布：令和8年3月31日、施行：令和8年4月1日等）に伴い、所要の規定を整備する等

施行日：令和9年1月1日等

（1）町民税

公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務及び記載事項について、規定を整備する。

（2）固定資産税

家屋及び償却資産に係る免税点を引き上げる。

区分	免税点	
	改正前	改正後
土 地	30 万円	30 万円
家 屋	20 万円	30 万円
償却資産	150 万円	180 万円

2 東浦町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（議案第47号）

地方自治法施行規則の一部改正（公布：令和8年6月30日、施行：令和8年10月1日）に伴い、所要の規定を整理する。

施行日：令和8年10月1日

- 3 東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について（議案第48号）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正（公布：令和8年6月19日、施行：公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日等）に伴い、所要の規定を整理する。
施行日：廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 4 東浦町景観条例の一部改正について（議案第49号）
景観法の一部改正（公布：令和8年5月27日、施行：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日等）に伴い、所要の規定を整理する。
施行日：都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 5 東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び東浦町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について（議案第50号）
地方自治法の一部改正（公布：令和6年6月26日、施行：令和6年9月26日等）等に伴い、所要の規定を整理する。
施行日：令和8年9月24日

6 東浦町水道事業給水条例の一部改正について（議案第51号）

水道料金を改める。

施行日：令和9年2月1日

（1）基本料金の額を改める。

（1か月あたり・税抜き）

区分	口径	改正前	改正後	改正前後の差額
専用給水装置 臨時給水用	13mm	390 円	700 円	310 円
	20mm	390 円	700 円	310 円
	25mm	1,800 円	3,250 円	1,450 円
	40mm	5,500 円	9,900 円	4,400 円
	50mm	8,200 円	14,800 円	6,600 円
	75mm	20,500 円	36,900 円	16,400 円
	100mm	35,000 円	63,000 円	28,000 円
	125mm	52,900 円	95,200 円	42,300 円
	150mm	73,500 円	132,300 円	58,800 円
	200mm	104,400 円	187,900 円	83,500 円
共用給水装置	—	390 円	700 円	310 円

（2）水量料金の額を改める。

（1か月あたり・税抜き）

区分	使用水量	改正前	改正後	改正前後の差額
専用給水装置	1～10 m ³	60 円	79 円	19 円
	11～20 m ³	126 円	145 円	19 円
	21～30 m ³	163 円	182 円	19 円
	31～50 m ³	192 円	211 円	19 円
	51 m ³ ～	221 円	240 円	19 円
臨時給水用	—	282 円	301 円	19 円